

第7期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

市町村名	釜石市
所属名	高齢介護福祉課

※「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き（平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課）」の自己評価シートをもとに作成

第7期介護保険事業計画に記載の内容				H30年度（年度末実績）		
区分	現状と課題	第7期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援、 介護予防、重 度化防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産年齢人口が減少していく中で、高齢者への地域での見守りや生活支援などの需要の高まりが予測されることから、本人の参加意思を基本としつつ、高齢者自身が「支える側」に立つような取組みや仕組みづくりが求められている。</li> <li>・元気な高齢者をはじめ住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域づくりを推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービス事業者による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティア、住民など地域の多様な主体を活用した高齢者の介護予防や生活支援サービスの充実に努める。</li> </ul>	<p>H30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問型サービスA 制度設計</li> <li>通所型サービスA 制度設計</li> <li>訪問型サービスB 制度設計</li> <li>通所型サービスB 制度設計</li> </ul> <p>H31年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問型サービスA 1事業所</li> <li>通所型サービスA 1事業所</li> <li>訪問型サービスB 1団体</li> <li>通所型サービスB 1団体</li> </ul> <p>H32年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問型サービスA 1事業所</li> <li>通所型サービスA 1事業所</li> <li>訪問型サービスB 1団体</li> <li>通所型サービスB 1団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険運営協議会での制度案説明(H30.11.6)</li> <li>・サービスA及びBの制度設計に係る協議(生活支援コーディネーターとの定例協議)12回</li> <li>・サービスA事業所説明会(H30.12.21)</li> <li>・サービスB担い手団体募集説明会(H30.11.15)</li> <li>・在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所への説明(①H30.10.12 ②H31.2.22)</li> <li>・サービスB「支えあいサービス養成講座」(①H31.3.19 ②H31.3.20)養成講座修了者登録証交付者数:62人</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスA及びBは、先進地視察や生活支援コーディネーターとの連携により制度設計が順調に進んだ。制度案の関係者説明会を経て、サービスBは、年度末の「支えあいサービス養成講座」で、多くの住民の方々に参加いただき修了者登録証を交付できた。サービスAについても、数事業所から興味を止められた。引き続き、H31年度からのサービス実施に向けて関係者と協議をすすめる。</li> </ul>
②介護給付等に要する費用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護サービスを必要とする高齢者等が適切にサービスを利用することができるように、多様なサービスの確保と専門性の向上に努めるとともに、介護給付費等の適正化を図ることにより介護保険制度への信頼を高め、介護保険運営の持続可能性を確保できるよう努める。</li> <li>・介護給付の適正化を図り、不適切な給付を削減するとともに、利用者に対する適切な介護サービスを確保することにより、介護保険の信頼性を高める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①要介護認定の適正化</li> <li>②ケアプラン点検</li> <li>③住宅改修等の点検</li> <li>④縦覧点検、医療費との突合</li> <li>⑤介護給付費通知</li> </ul>	<p>介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①要介護認定の適正化</li> <li>・保険者の直営(認定調査員の直営)による要介護認定調査を実施</li> <li>・市外等の認定調査は委託により実施しているが、調査内容について市の担当者が点検を実施</li> <li>③住宅改修等の点検</li> <li>・被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の審査の際に、庁内の建築専門職により点検を行う仕組みを新たに構築</li> <li>・福祉用具の利用について、専門職が関与した仕組みの構築については未実施</li> <li>④縦覧点検、医療費との突合</li> <li>国保連に委託して実施</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要5事業のうち、概ね3事業は実施できている。今後は、職員の専門性の向上を図ったうえで、ケアプラン点検や給付実績を活用した給付費通知の実施に向けて検討を進める必要がある</li> </ul>